



民事信託の有効性に関する近時の裁判例 - 信託法 58 条 3 項の「別段の定め」があり、 受託者との合意なく受託者を解任することは できないと判断された事例 (東京地判令和 5 年 3 月 17 日)

執筆者: 弁護士 山田 裕貴
 弁護士 水田 直希
 弁護士 矢野 貴之

December 2023

In brief

事業承継や資産承継の一方策として、民事信託についての活用が進んでいるところ、その有効性が争われる例が、近時、複数見られるところです。¹

2023 年 3 月 17 日、東京地裁において、事例判断ではありますが、民事信託に係る信託契約の条項の有効性が争われた事案についての判決が下されました(東京地裁令和 5 年 3 月 17 日判決。LEX/DB 文献番号 25609105(判例雑誌未掲載)。以下「本裁判例」といいます)。

本裁判例は、民事信託に係る信託契約中の「受益者は、受託者との合意により、本件信託契約の内容を変更し、若しくは本件信託契約を一部解除し、又は本件信託契約を終了させることができる。」との規定(以下「本件規定」といいます)について、受託者との合意なくして受託者を解任することはできない趣旨を含むものであり、信託法 58 条 3 項の「別段の定め」に該当するとして、受託者の同意なくされた受益者による受託者の解任を無効と判断しました。

今回のニュースレターでは、本裁判例の事案やその判断理由を解説したうえ、民事信託実務に与える影響について、概説します。

In detail

1. 事案の概要

(1) 信託契約の内容

X1(昭和 11 年生)は、X1 を委託者兼受益者、子(二男)である Y(昭和 40 年生)を受託者として、平成 28 年 11 月 16 日、X1 が有する不動産(以下「本件物件」といいます)を信託財産として、概要、以下の内容の

¹ 例えば、①親族間での信託契約が遺留分制度を潜脱する意図でなされたものであり公序良俗に反して一部無効であるとされた事例として、東京地判平成 30・9・12(金融法務事情 2104 号 78 頁)、②親族間での株式管理処分信託契約が公序良俗に反して無効となるかが争われた事例(請求棄却)として、東京地判平成 31・1・25(LEX/DB 文献番号 25559545)。

信託契約を公正証書により締結しました(以下「本件信託契約」といい、同契約に基づく信託を「本件信託」といいます)。

- ① X1 は、Y が本件物件を信託財産として管理及び処分(建物の建築を含む。)を行い、X1 の生活・介護・療養・借入金返済・納税等に必要な資金を給付して X1 の幸福な生活及び福祉を確保すること並びに資産の適正な管理・運用・保全・活用を通じて資産の円満な承継を実現することを目的として、Y に対し、本件物件を信託財産として管理処分することを信託する。
- ② Y は、本件物件について、本件信託契約締結日において既に締結済みの賃貸借契約の賃借人があるときは、当該賃貸借契約上の地位及び権利・義務を X1 から承継する。
- ③ 本件信託は、X1 が死亡したとき、又は、本件物件が消滅したときに終了する。
- ④ Y は、本件物件の管理運営及び建物の建築を行い、これを第三者に賃貸して、また Y が相当と認めるときは、X1 の同意を得た上で本件物件を換価処分して、売却代金及び本件物件から生ずる賃料その他の収益をもって、公租公課、保険料、管理費及び修繕積立金、敷金保証金等の預り金の返還金、管理委託手数料、登記費用、不動産売却・購入・交換・建設に要する費用、借入金の返済金その他の本件信託契約に関して生ずる一切の必要経費等を支払う。
- ⑤ Y は、X1 又はその成年後見人等の要望に応じ、X1 の生活・介護・療養・納税等に必要な費用を上記収益から X1 に随時給付し、また、X1 の医療費、施設利用費等を銀行振込等の方法で支払う。
- ⑥ **X1(受益者)は、Y(受託者)との合意により、本件信託契約の内容を変更し、若しくは本件信託契約を一部解除し、又は本件信託契約を終了させることができる。(本件規定)**
- ⑦ この契約条項にない事項は、信託法その他の法令に従うものとする。
- ⑧ 本件信託契約終了後、残余の信託財産については、Y に帰属させる。

本件信託に基づき、本件物件について、X1 から Y に対して所有権移転及び信託登記(以下「本件登記」といいます)がなされました。

(2) 本件信託契約締結後の経緯

- ・ X1 は、本件信託契約締結後、東京地裁に対し、本件信託契約を締結したのは、Y に騙された結果、X1 が高齢なので信託をしないと金融機関から融資を受けられず、また、信託をしても、本件物件の使用・処分に制約が生じることはないとの誤信したためであり、詐欺取消又は錯誤無効の事由があるなどと主張をして、本件登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起しました(以下「別件訴訟」といいます)。
- ・ しかし、東京地裁は、平成 30 年 10 月、当該主張を排斥して別件訴訟の X1 の請求を棄却しました(確定)。
- ・ その後、Y は、X1 のため、①X1 の本件信託に係る信託受益権が第三者からの仮差押を受けたため、その請求債権を弁済する、②X1 の金融機関に対する債務について免責的債務引き受け等を行って本件物件の賃料を原資にこれを毎月返済する、③X1 の要望を受けて、生活費として、一定の金額を交付する、などしていました。
- ・ X1 は、令和 3 年 9 月 22 日、2 週間以内に、本件信託契約に基づき、信託財産目録及び信託財産に関する帳簿等を開示すること、未精算の賃料がある場合には直ちに全額を X1 に支払うこと、今後、信託財産からの賃料収入からローン返済等必要経費を控除した残額の全額を X1 に毎月支払うことを求めました。しかし、Y が回答をしなかったため、X1 は、同年 10 月 14 日送達の手紙をもって、**信託法 58 条 1 項に基づき、Y を本件信託契約上の受託者から解任する旨の意思表示**をしました(以下「本件解任」といいます)。
- ・ **X1 は、X2(X1 の亡長男の妻であり、X1 の妻の養子)との間で、同日、X2 が本件信託契約上の受託者に就任する旨の合意**をしました。
- ・ Y は、令和 4 年 12 月末日時点で、本件物件の管理処分によって形成された 1225 万 3489 円の流動資産(現金・預金、売掛金、預け金)を保有していました。

(3) 信託法の定め

信託法は、以下のとおり、「別段の定め」として、信託契約で信託法の規定と異なる内容を合意することを許容しています。

(受託者の解任)

第 58 条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。(以下略)

(関係当事者の合意等)

第 149 条 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第 1 号に掲げるときは委託者に対し、第 2 号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。(以下略)

(委託者及び受益者の合意等による信託の終了)

第 164 条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に信託を終了したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。(以下略)

(4) X1・X2 の請求及び本件の争点

【X1・X2 の請求・主張】

- ・ X1 は、本件規定によって信託法 58 条 1 項の任意解任権が制限されるのであれば、本件信託契約は公序良俗に反し、全体として無効であると主張して、Y に対し、所有権に基づき、本件物件についてされた本件登記の抹消登記手続を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、Y が保有する 1225 万 3489 円の支払を求めました(第 1 事件)。
- ・ X2 は、本件解任により Y は受託者から解任されて X2 が本件信託契約上の受託者に就任したことにより、信託法 75 条 1 項に基づき、信託に関する権利義務を Y から承継したと主張して、Y に対し、所有権に基づき、本件物件について、受託者解任を原因する X2 への所有権移転登記手続を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき、X1 と同額の支払を求めました(第 2 事件)。

【Yの主張】・ **争点①(本件解任の有効性)**

本件信託契約は、X1 死亡時の本件物件の権利帰属を Y とする遺言代用信託であり、このような契約が締結されたのは、実子である Y が、金融機関に対する X1 の債務を連帯して負担することから、本件物件を Y に承継させるためである。そのため、本件規定が定められ、受託者である Y との合意なく、本件信託契約が解除されないよう、X1 の任意解任権を制限したのである。したがって、信託法 58 条 3 項により、同条 1 項は適用されないから、本件解任は無効であると主張しました。

・ **争点②(本件信託契約の有効性)**

X1 は本件規定を十分に認識して公正証書によって本件信託契約を締結したのであるから、有効である。また、X1 の生活費として月額 15 万円を交付しており、X1 が過酷な状況に置かれているとはいえない。また、別件訴訟において、本件信託契約を有効とする判決が確定したから、同契約が無効であるとする X1 の主張は、紛争の蒸し返しであって、信義則上許されないと主張しました。

2. 本裁判例の判断

本裁判例は、以下のとおり、本件規定は、信託法 58 条 3 項の「別段の定め」に該当するから、Y の同意なく行われた本件解任は無効であり(争点①)、また、本件信託契約は公序良俗に反するものではないとして(争点②)、X1・X2 の請求をいずれも棄却しました。

争点①(本件解任の有効性)について

- ・ 信託法上、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができるもの(58 条 1 項)、信託契約等における「別段の定め」によってその任意解任権を制限することが許容されている(同条 3 項)。同様に、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができるもの(同法 164 条 1 項)、信託契約等における「別段の定め」によってその信託終了権限を制限することが許容されている(同条 3 項)。
- ・ 本件規定は、委託者兼受益者である X1 が、受託者である Y との合意により、本件信託契約を終了させることができる旨を定めるところ、これは、委託者兼受益者である X1 が、受託者である Y の同意を得ずに、信託を終了することができないものと定めることで、X1 の信託終了権限を制限したものであり、信託法 164 条 3 項所定の「別段の定め」に該当する。
- ・ これに対し、本件規定は、委託者兼受益者である X1 が、受託者である Y との合意により、受託者を解任することができる旨を明記していない。しかし、委託者兼受益者である X1 が受託者である Y を任意に解任することができるのと解すると、Y が信託の終了に同意しない場合、X1 は、任意に Y を解任した上で、自らの意向に従う者を新受託者に選任し、その者との合意によって、信託を終了することができることとなる。これでは、X1 の信託終了権限を制限した本件規定が、実質的に無意味なものとなる。
- ・ また、本件信託契約は、その内容に照らすと、負担付死因贈与契約に類するものである。すなわち、X1 の死亡により本件信託契約が終了すると、残余の信託財産の権利は Y に帰属する一方、それまで、Y は、賃貸物件である本件物件の管理や処分、賃料その他の収益の管理や X1 への書面による報告等、様々な信託事務を処理しなければならない。そして、本件信託契約上、信託事務の処理に係る信託報酬の定めはないから、Y は、無報酬で上記信託事務を処理しなければならない(信託法 54 条 1 項参照)。
- ・ 本件信託契約において X1 の任意解任権が留保されていると解した場合、たとえ Y が適切に信託事務を処理していても、X1 の一存で何らの合理的な理由もなく受託者を解任され、それまでの事務処理への対価を得ることもできない事態が生じ得ることとなる。しかし、X1 と Y が、そのような不公平な事態が生じ得ることを許容して本件信託契約を締結したとは考え難い。そして、そのような事態を防止することが、X1 の信託終了権限を制限する本件規定が置かれた趣旨であると考えられる。
- ・ **以上によれば、X1 の信託終了権限を制限する本件規定は、当然にその任意解任権をも制限するも**

のであり、X1 と Y の合意が要求される「本件信託契約を終了させること」とは、Y を解任して X1 と Y との間の信託契約を終了させることを含むものと解するのが、契約当事者間の合理的な意思に沿うといえる。

- ・ そうすると、本件規定は、信託法 58 条 3 項所定の「別段の定め」にも該当するものと認められるから、Y の同意なくした本件解任は無効である。

争点②(本件信託契約の有効性)について

- ・ X1 は、本件信託契約が遺言代用信託としての側面を有することを前提に、任意解任権を制限する本件規定は、遺言者がいつでも遺言の全部又は一部を撤回することができる規定した民法 1022 条や、遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができないと規定した民法 1026 条、並びに、死因贈与に関しても、贈与者の最終意思の尊重という観点から、遺言の取消しに関する民法 1022 条がその方式に関する部分を除いて準用されるとする判例法理の趣旨を没却するものであり、本件信託契約は全体として公序良俗に反する旨の主張をする。
- ・ 確かに本件信託契約は負担付死因贈与契約に類するものであるが、判例上、いかなる事情の下においても贈与者が自由に死因贈与契約を取り消すことができると解されているわけではない。
- ・ Y は、上記の通り、本件信託契約に基づき、賃貸物件である本件物件の管理や処分、本件物件から生ずる賃料その他の収益の管理等、様々な信託事務を無報酬で処理しなければならず、受託者を解任された場合にも信託報酬を得ることができない。このような事情の下において、Y が適切に信託事務を処理しているか否か等にかかわらず X1 がいつでも、何らの合理的理由もなく Y を解任することができることは、かえって当事者間の衡平を欠く。
- ・ 他方で、Y が、X1 に対して生活費等を随時給付するという信託事務を怠るなど、X1 の幸福な生活及び福祉を確保するという本件信託契約の目的に反する行為をしたときや、X1 の Y に対する信頼を破壊する行為をしたときは、信託法 58 条 4 項に基づき、裁判所は、X1 の申立てにより、Y を解任することができるものと解され、これによって X1 の利益の保護は図られる。
- ・ **以上の事情を総合すると、本件信託契約が、X1 の任意解任権を制限する本件規定を置いているからといって、公序良俗に反するとはいえない。**

3. 本裁判例を踏まえた民事信託実務への影響

本裁判例は、本件規定は、受託者の解任には受託者の合意が要する旨を明記していないものの、本件信託は負担付死因贈与契約に類するものであり、受託者報酬が無償であることなどからすれば、当事者の意思として、本件規定は、受託者の解任には受託者の同意を要する旨を当然に含み、信託法 58 条 3 項の「別段の定め」があると解釈したものです。

本裁判例は、Y が信託契約に沿って X1 に一定の生活費を交付するなどの事実関係を踏まえた事例判断であると解されるため、本件規定と同文言の条項がある信託契約について、直ちに、当該条項が信託法 58 条 3 項の「別段の定め」に該当すると判断されるわけではないことに留意が必要となります。

民事信託契約を作成・締結する場合には、信託の終了事由(信託法 163 条)をどのように定めるかが一つのポイントとなりますが、本裁判例を踏まえると、受託者の解任事由として、受託者の同意を要件とする(委託者及び受益者のみでは受託者を解任することができないとする)のであれば、その旨を信託契約において明記する(例えば、「信託法第 58 条第 1 項に定めにかかわらず、委託者及び受益者は、受託者を解任することができない。」といった条項を規定する)ことが、必要になると考えられます。

民事信託の有効性について、将来の不要な争いや紛争化を避けるためには、本裁判例などを踏まえて、信託契約の各規定について、慎重に検討していくことが重要なことと考えられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー 弁護士

山田 裕貴

弁護士

水田 直希

弁護士

矢野 貴之

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.